

1. 諸外国における耐用年数の調査

IPSAS（国際公会計基準）や諸外国の公会計等における耐用年数の取扱いについて、文献調査を実施。
対象国：アメリカ・イギリス・ニュージーランド・フランス・韓国・ドイツ

2. 調査結果

○ 各調査項目についての概要は以下のとおり。

◆耐用年数

財務書類の作成主体において、それぞれの有形固定資産の状況を考慮し、実態に即して耐用年数を決定することとしている国が多いが、会計基準として統一的に耐用年数の具体的な決定方法を定めたものは把握できなかった。
（なお、耐用年数の決定にあたり、国や地方自治体（州など）がガイドラインで一定の幅を持って耐用年数を示している例もある。）

◆修理・修繕に伴う耐用年数の再検討

修理・修繕を行った場合、有形固定資産の耐用年数や残存価値を見直すこととしている国が多い。

◆コンポーネント・アカウンティング

有形固定資産の構成部分ごとに区分して減価償却を行うこととしている国が多い。

○ 一方で、諸外国の国や地方自治体（州など）が、実際にどのように耐用年数を設定しているか、具体的な事例の把握には、文献調査からは限界あり。

○ 国際的な基準であるIPSASにおいては、インフラ資産の具体的な減価償却のあり方などについて、今後検討するとされているところ。